

特定建設作業実施の 届出のご案内

御所市

お問い合わせ先

御所市クリーンセンター 環境政策課

奈良県御所市大字栗阪293番地

TEL 0745-66-1087

1. 概要

特定建設作業は、騒音規制法及び振動規制法において、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものとされています。

（該当する作業については、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2を参照）

これに該当する作業については、騒音・振動における『**規制基準**』に適合していなければなりません。

2. 届出について

- ・指定地域内（**御所市は全域が対象**）において、特定建設作業を施工しようとする者は、**作業の種類ごとに、作業開始日の7日前まで**に届出してください。ただし、土・日・祝休日・年末年始は閉庁していますので、余裕を持って提出してください。
- ・1日で終わる作業は**届出不要**です。
- ・届出は**御所市クリーンセンター環境政策課へ直接ご持参**ください。郵送は受付できません。
- ・正・副で**合計2部作成**してください。届出受理後、副本をお返しいたします。

◎**必要な書類**（①～③の様式は御所市ホームページからダウンロードできます。）

- ①：様式第9「特定建設作業実施届出書」
- ②：「特定建設作業の種類・使用する機械の名称等」
- ③：「騒音・振動の防止の方法」
- ④：工事現場位置図
- ⑤：現場状況が分かる見取図
- ⑥：使用する機械の能力が分かる仕様書、カタログ等（定格出力が分かるもの）
- ⑦：工事工程表（①の実施期間と整合性を取ってください。）

◎お知らせ

- ・災害その他非常事態の発生等により、緊急で特定建設作業を行う必要があり、事前の届出ができない場合は、届出を行える状況になり次第、速やかに届出してください。
- ・定格出力が基準未満の低騒音・低振動型建設機械を用いる場合、又は環境大臣が指定した（平成9年9月22日環境庁告示第54号）バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを用いる場合は、**届出不要**です。詳しくは、下記「**4. 特定建設作業一覧**」・御所市ホームページ上のリンク先「国土交通省が指定した機械」をご確認ください。

3. 罰則

以下のいずれかに該当する場合、罰金または過料に処せられます。

違反行為	騒音規制法	振動規制法
・実施届出を行わなかった ・虚偽の届出を行った	3万円以下の罰金	10万円以下の罰金
騒音（振動）の防止の方法の改善、または特定建設作業の作業時間の変更命令に違反した	5万円以下の罰金	30万円以下の罰金
必要事項の報告に応じず、または虚偽の報告を行ったり、市職員の立ち入り検査を拒み、妨げ、もしくは、忌避した	3万円以下の罰金	10万円以下の罰金
両罰規定	以上いずれかについて、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたとき、行為者の他に法人又は事業主に対しても罰金刑を科する。	
災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行った場合において、事後の届出を行わなかったり、虚偽の届出をした	1万円以下の過料	3万円以下の過料

4. 特定建設作業一覧

以下の騒音・振動規制法施行令別表第2に当てはまる項目があれば、届出が必要になります。

騒音規制法施行令

別表第2(第2条関係)

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びよう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法施行令

別表第2(第2条関係)

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

5. 規制基準

項目	騒音関係	振動関係
基準値	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間帯	区域1：午後7時～翌日午前7時 区域2：午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	区域1：1日10時間以内 区域2：1日14時間以内	
最大作業日数	連続6日間以内	
作業禁止日	日曜日、その他の休日	

区域1

(騒音)：平成25年12月13日御所市告示第142号で定めた第一種・第二種・第三種区域、各関係法で規定された学校・保育所・病院（入院できる施設）・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

(振動)：平成25年12月13日御所市告示第147号で定めた第一種・第二種区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、各関係法で規定された学校・保育所・病院（入院できる施設）・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

区域2：区域1以外の区域

6. 参考資料

表 1

特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準
(平成25年12月13日 御所市告示第141号)

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び風致地区とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2) 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により指定された区域をいう。 (3) その他の区域とは、(1) 及び (2) に規定する地域、地区及び区域以外の区域をいう。			

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表 2

特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の指定

(平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 御所市告示第 1 4 2 号)

別表の第 1 号のイに該当する区域	平成 2 5 年御所市告示第 1 4 1 号に規定する第一種区域
別表の第 1 号のロに該当する区域	平成 2 5 年御所市告示第 1 4 1 号に規定する第二種区域
別表の第 1 号のハに該当する区域	平成 2 5 年御所市告示第 1 4 1 号に規定する第三種区域
別表の第 1 号のニに該当する区域	・学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所 ・医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 上記施設の敷地の周囲おおむね 8 0 メートルの区域内であること。

表 3

特定工場等において発生する振動について規制する地域における規制基準

(平成 25 年 12 月 13 日 御所市告示第 146 号)

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌日午前 8 時まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居 専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二 種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第 二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び 工業地域	65 デシベル	60 デシベル
備考 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中 高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地 域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定に よる都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2) その他の区域とは(1)に規定する地域以外の地域をいう。		

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、1 の規制基準の値から
5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診
療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

表 4

特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の指定

(平成 25 年 12 月 13 日 御所市告示第 147 号)

付表第 1 号のイに該当する区域	平成 25 年御所市告示第 146 号に規定する第一種区域
付表第 1 号のロに該当する区域	
付表第 1 号のハに該当する区域	平成 25 年御所市告示第 146 号に規定する第二種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第 1 号のニに該当する区域	・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所 ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 上記施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内であること。